

一般社団法人ママズケア 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ママズケアと称する。

(事務所、助産所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置く事ができる。

3 当法人の開設する助産所の開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 兵庫県西宮市神楽町11番20-202
- (2) 宝塚市川面五丁目10番32号川面マンション302号室
- (3) 名古屋市守山区森孝二丁目968番地 (メゾンフカモト1C号)

(目的)

第3条 当法人は、生み育てやすい社会のしくみや環境づくりを目指し、母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 助産所の運営
- (2) 妊娠・出産に関する保健指導、相談、情報提供の業務
- (3) 乳幼児の保育・教育に関する保健指導、相談、情報提供の業務
- (4) 助産業務および母子保健事業に関する調査・研究
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する非営利事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 当会社の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者。
- (2) 一般会員 当法人が行う事業、イベントに参加するために入会した者。
- (3) 賛助会員 当法人が行う事業、イベントを賛助するために入会した者。

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 当法人の会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 社員総会

### (種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

### (構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

### (開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

### (議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

### (決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

### (代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、理事1名以上及び監事1名以上を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の三親等以内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

(6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(役員職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 4 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 顧問等

(顧問等)

第27条 当法人には、必要に応じて、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問及びアドバイザーは、一般社団・財団法人法上の役員ではなく当法人に対して何らの権限を有しないが、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、参考意見を述べることができる。
- 3 顧問及びアドバイザーは、社員総会の決議によって選任する。
- 4 顧問及びアドバイザーの報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその付属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第30条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解 散)

第32条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 正会員が欠けたこと

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）

(4) 破産手続きの開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとし、出資者又はこれに準ずる者以外の者とする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 社会福祉法人

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成28年4月末日までとする。

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

この定款は当法人の現行定款と相違ありません。

令和 年 月 日

(名称) 一般社団法人ママズケア

(主たる事務所) 兵庫県西宮市神楽町11番20-202

代表理事 南田 理恵

